○○業務の協働実施に係る協定書

尼崎市（以下「甲」という）と○○（以下「乙」という）は、○○事業（以下「事業」という）について、甲が乙にその業務を委託するにあたり、甲と乙が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携する、協働の取組を行うために、以下のとおり「○○業務委託の協働実施に係る協定」（以下「協定」という）を締結する。

　（総則）

第１条　甲と乙は、事業を実施するに当たり、対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを基本とし、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、良好なパートナーシップの形成及び保持に努めなければならない。

　（事業目的の共有）

第２条　甲と乙は、事業実施にあたって、「○○（委託契約書、仕様書本体の文言で可）」という事業目的を共有する。

（成果、権利の帰属等）※任意項目

第３条　事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果品及び著作権、特許権等の権利については、甲と乙双方に帰属するものとする。

（役割及び責任分担）

第４条 甲と乙は、それぞれ次に定める役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 甲（尼崎市）の実施事項 | 乙の実施事項 |
| 以下の役割項目を担うものとする | 以下の役割項目を担うものとする |

２　事業実施途中に新たに役割が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して行うものとし、必要に応じて別途定めるものとする。

３　前各項における役割は、互いにその必要性を共有し、適宜その内容及び実施状況について互いに確認し、必要に応じて補い合い、質の高い成果を得られるよう努めるものとする。

（成果報告等）

第10条　甲と乙は、相互理解の促進及び事業目標の達成度等について、別途定める事業評価を行うこととする。

２　前項に定める事業評価結果については、原則として市ホームページ等で公開するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和○年○月○日

（甲）尼崎市東七松町１丁目２３番１号

尼　崎　市

代表者　尼崎市長　稲村　和美

（乙）（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体名）

（代表者役職、氏名）